

# 開封したら、最初にこちらをご覧ください。

## 令和7年度 市民税・県民税申告について

日頃より本市の税務行政に対しましてご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
令和7年度の市民税・県民税申告書が同封されています。申告が必要な場合は封筒裏面の申告相談日程表をご確認のうえ、申告期間中に各申告会場で申告いただきますようお願いします。  
なお、申告相談期間は2月12日（水）から3月17日（月）です。

### 確定申告が必要な方

給与の収入金額が2,000万円を超えている方、年金の収入が400万円を超えている方  
居住用家屋の新築・購入・増築をし、初めて住宅借入金等特別控除を受けようとしている方  
青色申告、譲渡所得、山林所得、住宅借入金等特別控除の所得税の確定申告をされる方など  
以上に該当する方は、税務署にて確定申告をする必要があります。  
確定申告について、詳しくは税務署へお問合せください。【三重税務署 0974-22-1015】

給与所得がある方で、給与以外の所得（農業・営業・不動産・年金など）が20万円を超えている方や  
所得税の還付申告をする方は、税務署もしくは市役所（封筒の日程表参照）で受付をしています。

### 市民税・県民税の申告が必要な方

豊後大野市以外で課税される方に扶養されている被扶養者の方は、その旨の申告が必要となります。  
収入が非課税年金（遺族年金・障害年金等）、雇用保険、生活保護、仕送り、預貯金等のみの方

### 確定申告および市民税・県民税の申告が不要な方

給与所得者で年末調整済であり、その給与以外に所得や控除等の追加や修正がない方  
豊後大野市で課税される方の申告書や給与支払報告書の中で、被扶養者として記載されている方  
昭和35年1月2日以後に生まれた方で、令和6年中の収入が公的年金のみで98万円以下の方  
昭和35年1月1日以前に生まれた方で、令和6年中の収入が公的年金のみで148万円以下の方  
収入が公的年金のみであり、源泉徴収票に記載の控除以外に追加、変更する必要のない方

### その他

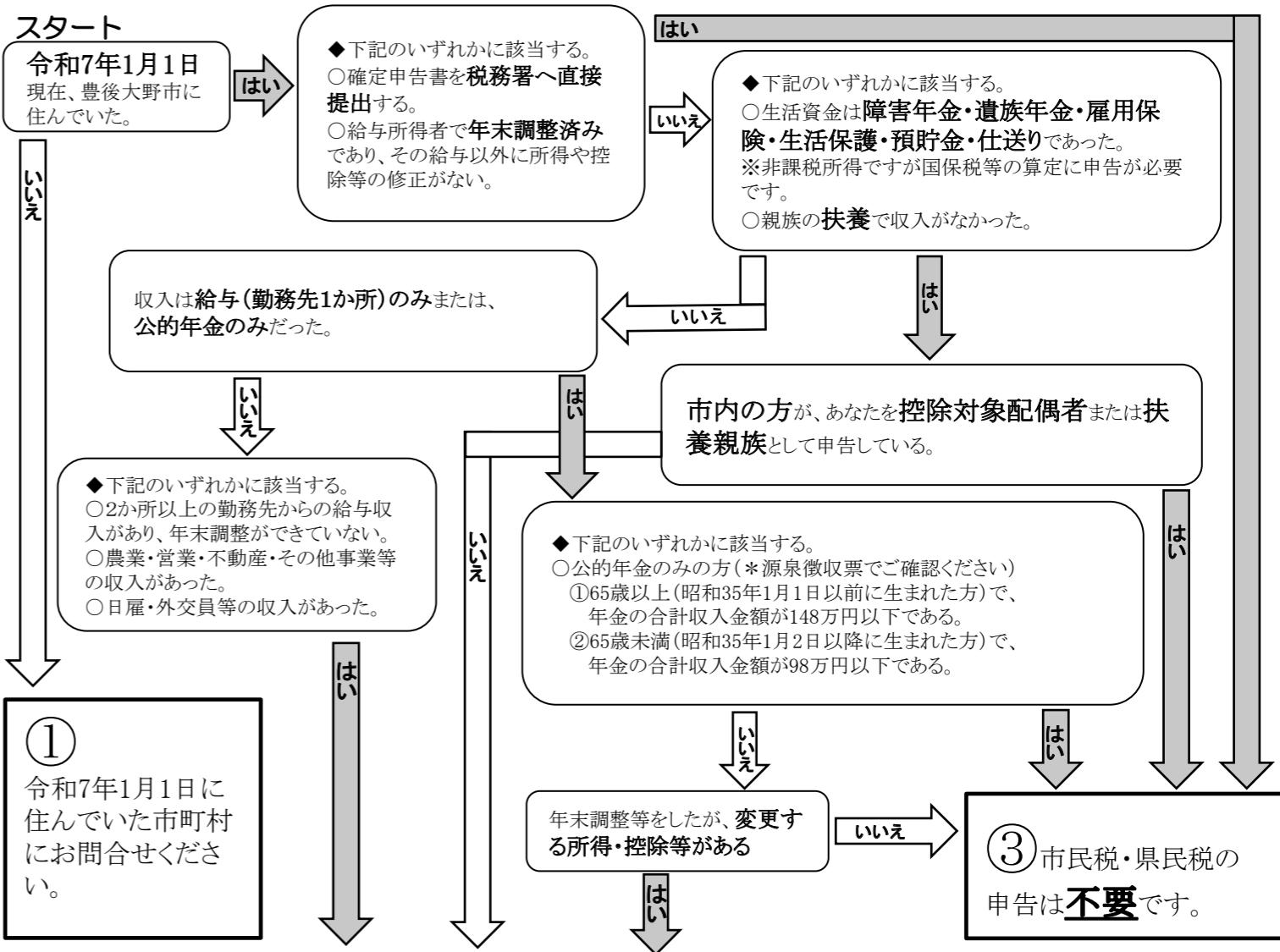
対象日に発熱や風邪症状のある方、体調がすぐれない方は、体調のよい日にご来場ください。  
申告会場は午前中に混雑することが多いため、入場者数に制限を設ける場合があります。感染症予防対策にご理解・ご協力をお願いします。

確定申告をすれば、市民税・県民税の申告は必要ありません。  
申告が必要ない方であっても、何らかの理由により本人に申告を求める場合があります。  
市役所の申告相談に来られた方でも、内容により税務署へご案内する場合があります。あらかじめご了承ください。  
事業所得のある方で、収支内訳書の用紙が必要な場合は、税務課・各支所にあります。  
また、収支内訳書は市のホームページからもダウンロードできます。

【確定申告会場へのご来場を検討されている方へ（三重税務署からのお願い）】  
確定申告書の作成及び提出は、確定申告会場の混雑緩和（感染リスクの軽減）のため、自宅からスマートフォンやパソコンを使ってできるe-Taxをお勧めしています。e-Taxによる申告の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

## 申告の必要の有無をフローチャートで確認できます

（※フローチャートは標準的な一例です。すべての方に当てはまるわけではありません）



### ② 市民税・県民税の申告が必須です。

- ◎申告相談期間【2月12日（水）から3月17日（月）】（場所：「令和7年度市民税・県民税申告相談日程表」記載の各会場）
  - ※申告日程表の開催会場以外での受付は行っていません。ただし、申告書の「所得がなかった方の記入欄」のみ該当で、他に収入や控除の追加がない方は、税務課・各支所税務担当窓口でも受付を行います。
  - ◎収入が年金のみ等で源泉徴収票に記載されている収入・控除以外に追加する所得や控除がない場合は申告不要です。
  - ◎青色申告、譲渡所得、山林所得、初年度の住宅借入金等特別控除の申告などは、税務署での申告をお願いします。

### スムーズな申告のために（お願い）

- 納税者自ら計算して書類をまとめてから申告してください。
- 農業や営業、不動産所得等がある方は、収入や必要経費を科目ごとに集計してください。
- 医療費控除を受ける方は、領収書を人ごとにまとめ、必ず金額を集計してください。
- 関係書類を確認する場合があります。領収書、通帳等の関係資料は忘れずにご持参ください。
- 申告相談会場では、申告書類の整理が済んでいる方を優先させていただく場合があります。

## 令和7年度 市民税・県民税の申告相談が始めます

### <<申告相談期間 2月12日(水)～3月17日(月)>>

申告は、市民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定基礎となる重要な手続きです。所得証明書の発行や、公営住宅の家賃決定、福祉、年金、児童手当などの手続きにも申告が必要になります。申告が必要な方は期限内に済ませるようにしましょう。

※申告書は自治委員を通して2月初旬に各世帯に1部配布します。介護保険料の算定等は、世帯全員の申告が影響しますので、複数枚必要な場合は税務課または各支所へお問い合わせください。

申告書様式は、市のホームページからも印刷出来ます。

【分野別】→【税・年金・国民健康保険・後期高齢者医療】→【個人市民税】  
→【令和7年度 市民税・県民税の申告相談について】

### 申告相談に持参するもの

- ◆市民税・県民税申告書
- ◆個人番号を確認できるもの(マイナンバーカード(写真付のカード)、通知カード(記載住所・氏名に変更のないもの))
- ◆身元確認ができるもの(運転免許証、保険証、国民年金手帳等)※書類によっては2つ必要になります。
- ◆各種控除に必要な書類 ※下記参照 (障害者手帳、生命保険料控除証明書 等)
- ◆収入や所得、必要経費がわかるもの
  - 農業所得があった方 同封の「農業所得整理表」(A3)に必要事項を記載し、通帳や関係書類等を整理してご持参ください。  
また、免税所得(免牛)がある方は、肉用牛売却証明書(生産者用)をご持参ください。
  - 事業収入、不動産収入があった方 市民税・県民税申告書「裏面」に必要事項を記入して、収入額が確認できる帳簿と経費の領収証等を整理してご持参ください。
  - 日雇いで給与を得た方、源泉徴収をしていない事業所で給与を得た方 雇用主から給与の月別支払証明(雇用主の押印が必要)をもらうか、支払明細等の書類をご持参ください。
- ◆シルバー人材センターの配分金収入があった方は、シルバー人材センターからもらった配分金証明書をご持参ください。
- ◆電子申告・納税等に係る利用者識別番号の通知書(取得した方のみ)
- ◆委任状(マイナンバー使用の委任状)  
代理で申告する場合、必要となります。必要書類は右記を参考にしてください。

#### ※所得控除の確認ができる書類や控除証明書

- 「社会保険料控除」 社保の任意継続、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料の領収書や控除証明書
- 「生命保険料控除」 生命保険会社から送付されている控除証明書
- 「地震保険料控除」 損害保険会社から送付されている控除証明書  
(旧長期損害保険料は平成18年末までに契約したものに限ります。)
- 「医療費控除」 医療保険者から発行された医療費通知、病院等に支払った治療費の領収書、保険金などで補てんされた金額の分かる明細書など  
セルフメディケーション税制を適用する場合は一定の取組(健康診査、人間ドック、予防接種等)を行ったことを示す書類が必要です。
- 「障害者控除」 障害者手帳など、等級などが確認できるもの
- 「寄付金控除」 領収書等(寄付金控除の適用を受けられるものに限ります。)
- 「勤労学生控除」 各種学校や法人から交付される証明書

### 納付証明書について(国保・後期高齢者医療・介護・年金等)

確定申告用の納付証明書は、1月下旬に郵送する予定です。

#### ◆郵送対象者

- ・国民健康保険税および介護保険料 ・・・普通徴収(年金天引き以外)の方
- ・後期高齢者医療保険料 ・・・普通徴収で、前年度に後期高齢者医療保険料の納付証明書を申請・交付されたことがある方
- ※特別徴収(年金天引き)された分については、年金支払者(日本年金機構等)から送付されます。特別徴収された国民健康保険税、介護・後期高齢者医療保険料の合計金額は「公的年金等の源泉徴収票の社会保険料の金額」欄に記載されています。

上記以外の方やお手元に届かなかった場合は、本庁および各支所の窓口で発行できますのでお尋ねください。

- ・国民健康保険税の納付証明 ・・・ 税務課または各支所
- ・介護保険料の納付証明(65歳以上) ・・・ 高齢者福祉課または各支所
- ・後期高齢者医療保険料の納付証明 ・・・ 市民生活課または各支所

## 申告の際はマイナンバー(個人番号)が必要です!

申告書を提出する際は、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。  
マイナンバーの確認と身元確認をする必要がありますので、マイナンバーを確認できるものをご持参ください。  
確認に必要なものは以下のとおりです。

### 本人が申告する場合

#### ◆マイナンバーカード(顔写真付のカード)をお持ちの方

本人確認(番号確認と身元確認)がマイナンバーカードのみで可能です。

#### ◆マイナンバーカード(顔写真付のカード)をお持ちでない方

マイナンバー(個人番号)確認書類	身元確認書類
・通知カード(記載住所・氏名に変更のないもの)	<u>下記のいずれか一つの書類</u> 運転免許証 / 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のものに限る) / (顔写真付の)学生証・身分証明証・資格証明証・社員証 / パスポート / 在留カード / 身体障害者手帳 等
	<u>下記のいずれか二つの書類(顔写真の付かない書類)</u> (顔写真なしの)学生証・身分証明証・資格証明証・社員証 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し / 住民票の写し / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 公的医療保険の被保険者証 / 年金手帳 等

### 代理の方が申告する場合

申告者本人が都合により申告できない場合は、代理の方が申告することができます。

その場合は①代理権の確認(委任状)、②代理人の身元確認、③本人のマイナンバーの確認が必要となります。

①代理権の確認	②代理人の身元確認	③本人のマイナンバーの確認
<u>下記のいずれか一つの書類</u> ・委任状(原本) ・本人しか持ち得ない書類(マイナンバーカード、健康保険証等)	<u>下記のいずれか一つの書類</u> 運転免許証 / 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のものに限る) / (顔写真付の)学生証・身分証明証・資格証明証・社員証 / パスポート / 在留カード / 身体障害者手帳等	<u>下記のいずれか一つの書類の写し(本人のもの)</u> ・マイナンバーカード(両面) ・通知カード(記載住所・氏名に変更がないもの)
<u>【法人の場合】</u> ・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 ・社員証等の法人との関係を証する書類	<u>下記のいずれか二つの書類(顔写真の付かない書類)</u> (顔写真なしの)学生証・身分証明証・資格証明証・社員証 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し / 住民票の写し / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 公的医療保険の被保険者証 / 年金手帳等	

### その他確認すること

#### ●被扶養者等のマイナンバーの確認について

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除に該当する方のマイナンバーは申告者本人が通知カード等を見て判断することで身元確認ができるものとし、申告時にはこちらでは確認いたしません。作成時には、漏れなく記載するようお願いします。

#### ●申告書等を郵送で提出する場合

各種必要書類とともにマイナンバーを確認するために上記の確認書類それぞれの写しを同封してお送りください。  
※マイナンバーカード(顔写真付のカード)は両面のコピーが必要となります。

#### マイナンバーカードと通知カードの説明

マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際に公的な身分証明書として利用できるICカードです。(※顔写真付のカード)

通知カードはひとりひとりに個人番号を通知するカードで、各家庭に簡易書留で郵送した紙製のカードです。(※写真なしのカード)

マイナンバーカード  
(おもて) (うら)



通知カード

